

四万十市役所本庁舎特定建築物環境衛生管理業務仕様書

この仕様書は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）、法施行令及び法施行規則に基づき実施する四万十市役所本庁舎の特定建築物に係る環境衛生管理業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務場所

四万十市役所本庁舎（四万十市中村大橋通4丁目10番地）

2 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

3 業務内容

(1) 建築物環境衛生管理技術者の選任

上記資格を有する者を業務期間選任し、四万十市役所本庁舎の維持管理が環境衛生上、適正に行われるよう管理・監督すること。

(2) 空気環境測定

回 数：2か月に1回

測定箇所：9か所程度

実施時期：5月、7月、9月、11月、1月、3月

測定方法等：法施行規則第3条の2の規定による

(3) ねずみ・衛生害虫防除

回 数：6か月に1回

実施場所：本庁舎地下1階から7階まで

実施時期：6月、12月

(4) 受水槽清掃消毒作業

回 数：1年に1回

内訳：2槽式受水槽（30m³） 1か所

実施時期：6月

(5) 水質検査

ア 16項目検査

回 数：6か月に1回

実施時期：6月、12月

検査項目：法施行規則第4条第1項第3号イの規定による

イ 12項目検査

回 数：1年に1回

実施時期：8月

検査項目：法施行規則第4条第1項第3号ロの規定による

ウ 遊離残留塩素検査

回 数：1週に1回

(6) その他維持管理業務

ア 空調設備の管理

(ア) 空調機内外の点検・整備

回 数：1か月に1回

(イ) 吹出口の点検・整備

回 数：1か月に1回

イ 排水設備の管理

(ア) 屋上側溝排水溝の点検・整備

回 数： 1か月に1回

4 提出書類等

- (1) 契約後は、建築物環境衛生管理技術者を選任したことを証する書類及びこれに必要な資格を有することを証する書類の写し並びに年間実施計画表を速やかに提出すること。
- (2) 各作業終了後には、報告書及び写真を速やかに提出すること。

5 その他

- (1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、協議して定めるものものとする。
- (2) この仕様書に定める業務を確実に行える人員体制を確保すること。